

ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

～ しんきん法人インターネットバンキングサービス ～

佐賀信用金庫
2020年4月現在

第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、しんきん法人インターネットバンキングサービスの利用に際し、当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより、ご契約者（以下、「ご契約先」といいます。）の認証を行うサービスをいいます。

本サービスを利用する場合は、「しんきん法人インターネットバンキングサービスご利用規定」第2条5.および6.に定める利用者ワンタイムパスワードは利用できないものとします。

第2条 利用資格

本サービスの利用者は、「しんきん法人インターネットバンキングサービス」を契約のご契約先の利用者に限るものとします。

第3条 利用申込及び利用開始

1. ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示するソフトウェアトークンが必要となります。

ソフトウェアトークンは、当金庫が指定する生成アプリケーション（以下、「アプリ」といいます。）を利用する方式で、ご契約先はアプリをスマートフォン（以下、「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. 利用申込及び利用開始

端末にアプリをダウンロードし、ご契約先の管理者が、当金庫所定の方法でアプリに表示される「トークンID」および「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンIDおよびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

第4条 本サービスの利用

本サービスの利用開始後は、しんきん法人インターネットバンキングサービスの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引においてワンタイムパスワードによる認証を行います。

その場合には、ご契約先はワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。

当金庫が確認し、ワンタイムパスワードが、当金庫が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当金庫はご契約先からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの利用期限

1. ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。

2. 前項にかかわらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりご契約先が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。

この場合、ご契約先は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第6条 トークンの紛失及び盗難

ご契約先は、ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等より他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。

この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用停止等の措置を講じます。

第7条 利用料

本サービスの利用にあたっては、当金庫所定のワンタイムパスワードサービス利用料（消費税を含みます。以下、「本サービス利用料」といいます。）をいただきます。この場合、当金庫は本サービス利用料を申込代表口座から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。

なお、当金庫は本サービス利用料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

第8条 免責事項等

1. ワンタイムパスワードおよびトークンは、ご契約先自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。

ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、ご契約先の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。

2. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、ご契約先は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止の依頼をするものとします。

ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。

3. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫は当該利用者に関し、しんきん法人インターネットバンキングサービスの利用を停止します。

しんきん法人インターネットバンキングサービスの利用を再開するには、管理者が所定の手続きにより解除処理を行うものとします。

4. ソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取り扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。

この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ、生じるものとします。

なお、ご契約先からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。

2. ご契約先が当金庫に支払うべき本サービス利用料を支払わなかった場合、ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。

なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。

3. 前記2.にかかわらずご契約先が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスの契約を解約することができます。

この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。

4. ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。

5. 前記1.から4.の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。

第10条 譲渡・質入の禁止

ご契約先はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

第11条 規定等の準用

本契約に定めのない事項については、しんきん法人インターネットバンキングサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

第12条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、ご契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

第13条 準拠法・管轄

1. 本契約の契約準拠法は日本法とします。
2. 本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地に管轄する裁判所を合意管轄裁判所とすることとします。

以 上